

令和元年6月14日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H03294

研究課題名(和文) 国連海洋法条約体制の包括的分析—条約発効20年の総括と将来への展望

研究課題名(英文) Comprehensive research on the regime of the UNCLOS

研究代表者

薬師寺 公夫 (YAKUSHIJI, Kimio)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：50144613

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,060,000円

研究成果の概要(和文)： 沖ノ鳥島の大陸棚の延伸問題から調査捕鯨国際司法裁判所判決とIWC脱退、尖閣諸島領海内中国公船の通航問題、ソマリア沖等海賊への対処問題まで国際海洋法問題に係る諸問題について、条約発効20年を経た国連海洋法条約の基本枠組みの下での海洋利用をめぐる諸国の利害調整とその限界について、4年間の国内海洋法研究者による共同研究と日中の海洋法研究者のワークショップを通じての研究を通じて、国連海洋法条約体制の現状と課題を明らかにする61件の研究発表、38件の学会発表、10件の図書を公表し、日本の海洋法研究に重要な貢献を行うことができたと考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本は海洋国であり、海洋法をめぐる課題に常に直面せざるを得ない。この研究を通じて、国連海洋法条約体制下での海上航行問題、日本の大陸棚延伸問題、海洋環境の保護と海洋保護区の問題、捕鯨裁判、BBNJなど日本が直面する海洋法のさまざまな問題について国連海洋条約発効以降の海洋法の展開について、主要な国際司法裁判所係争事件、国際海洋法裁判所係争事件と勧告的意見、海洋に関する仲裁裁判判決等を国家実行とともに研究することにより、国連海洋法条約実施に関する現状と提起されている課題、ならびに同条約が充分予期していなかった新たな海洋資源と環境問題等についての新たな知見を示す研究成果を世に問うことができた。

研究成果の概要(英文)： Through the four-years' joint and coordinated research work of Japanese scholars on the law of the sea and successive workshops on the law of the sea between Japanese and Chinese scholars, this research work has contributed to the identification and clarification of the contemporary issues relating to the interpretation and application of the UNCLOS and analysed various problems having arisen in the process of the implementation of the UNCLOS after its entry into force including issues concerning the demarcation between the continental shelf and the deep sea bed, definition of the island and rock, suppression of pirates, experimental whale catching, the claim of historic title over vast areas on the high seas etc. Through this research totally 61 articles and 3 books focusing the contemporary issues on the law of the sea has been published.

研究分野：国際公法

キーワード： 国連海洋法条約 海洋管轄権 BBNJ 海洋遺伝資源 国際海洋法裁判所 日本の海洋政策 海洋環境保護 海洋保護区

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 本科研費研究の代表者・分担者は、日本海洋法研究会に所属し、過去 12 年間国際海洋法の歴史、国連海洋法条約の成立過程等について共同研究し、その成果を「海洋法の歴史的展開」等 3 巻の書籍に発表してきた。その実績を背景に本科研費の主題である共同研究に取り組んだ。

(2) 本研究開始当時、国連海洋法条約は発効後 20 年を経て、現代海洋法秩序の基本枠組みを構成する「海の憲法」としての地位を固めつつあった。本研究は、これら国連海洋法条約の解釈・適用を含めて現代海洋法秩序の現状を分析・整理することを本研究の第 1 の課題とした。同時に、海洋科学技術の新しい進展と諸国による海洋権益の新たな主張、国際環境保護の必要など国連海洋法条約締結時には十分には想定されていなかった事態が発生してきており、国連海洋法条約の基本枠組みでは処理しきれない問題も指摘されるようになった。そこで本研究では、同条約の枠組み自体を再検討することをもう一つの課題として、「国連海洋法条約体制の包括的分析 条約発効 20 年の総括と将来への展望」と題する課題研究に取り組んだ。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、国連海洋法条約発効以降の 20 年以上にわたる諸国の海洋法に関する実行を含めて同条約体制の展開を包括的に分析・評価することを目的とした。現代国際海洋法秩序の実態を明らかにするために、具体的には、国連海洋法条約が設置したさまざまな条約関連諸機関の運用状況とそこで出てきている課題の検討、海洋の開発と保全をめぐる理論と実際、国連海洋法条約体制と地域レジームとの相互関係、という 3 つの軸を設定して、条約発効後 20 年以上にわたる国連海洋法条約体制を発展内容を包括的に評価し、将来の海洋法秩序の展望について成果を発表していくことを目的とした。

(2) の条約設置機関では特に、人類の共同財産概念の導入された深海底鉱物資源の管理・利益配分を任務として設立された国際海底機構 (ISA)、日本の沖ノ鳥島を含む大陸棚延伸問題とも深い関わりを有する大陸棚限界委員会 (CLCS)、多発し始めているさまざまな国際海洋紛争を国連海洋法条約体制の枠組みを基本において解決する条約第 15 部の紛争解決制度の根幹をなす国際司法裁判所 (ICJ)、国際海洋法裁判所 (ITLOS)、仲裁裁判制度、条約の運用とともにその中で生じる新たな課題に対処する国連海洋法非公式会議 (UNICPOLOS) に焦点を当てて、それらの制度と実際の機能を検討することにした。海洋開発と保全については、海洋開発の伝統的な利害調整から海洋環境保護との均衡のとれた持続可能な開発を条約秩序に取り込んだ国連海洋法条約体制下で進展する、新たな海洋利用の要請と海洋保護区の設定などに見られる地球環境保護の要請に対応する新たな海洋管理制度設定の試みなど、開発と環境保護をめぐるいくつかの典型的問題に焦点をあてて、あるべき海洋管理制度について検討することにした。については、公海漁業制度に代わる新たな地域的漁業管理制度、IUU 規制問題、地域的な環境保護制度と海洋法の課題、南極海・北極海における海洋利用制度など海洋の地域的の現状と課題ならびに特にアジア地域をめぐる海洋紛争状況に着目することとした。

3. 研究の方法

(1) 上記の研究目的を全体として達成するために、代表者及び分担者 19 名を海洋開発と保全をめぐる問題、国連海洋法条約設置機関の運用と課題、国連海洋法条約と地域レジームとの相互関係の 3 つのグループに分け、それぞれのグループの責任者を置いた。研究代表者はこれら 3 つのグループの調整と、科研費運営の実務的作業を担当することとした。

(2) 研究は、各グループに属して、それぞれが担当することになった研究課題について個別に研究を進め、まとまりができた段階で論文等に発表していくという社会科学の基本的作業を軸に据えつつ、年 3 回程度をめぐりに上記 3 つの研究軸に関する各分担者の研究の進展状況について研究会ないし発表会を行い、各研究領域で生じている課題や問題点を共有するとともに海洋法の共通の課題を明らかにすることにした。多くの資料は書籍やインターネット等を通じて入手するが、必要な場合には海外調査を行うことも想定した。日本海洋法研究会は発足以来日本の海洋政策、海洋法問題にとりわけ関係の深い中国の海洋法研究者との海洋法研究での交流を模索し、何度か合同研究会を開いていたが、政治的状況や実務的調整などの困難から中断状況が続いていた。そこで本科研費研究を機会に日中海洋法ワークショップを再開し、可能であれば本科研費研究期間内に少なくとも 2 回のワークショップを開催し、3 回程度の合同研究会の内、1 回をそれに当てることをめざした。

(3) 4 年間のどの年度も基本的には、各分担者が担当する領域での基本的研究を継続して、まとまりがついた段階毎に論文、学会発表など適宜成果を公表していくこととしたが、年度別の重点計画としては、初年度の平成 27 年度はそれ以前の科研費研究テーマであった「海洋法秩序の現代的発展過程の研究」の積み残した課題についての報告を受けるとともに、同年度と平成 28 年度には国連海洋法条約設置機関の運用と課題に関連するテーマを重点的に取り上げることとした。以下、平成 29 年度は海洋の開発と保全をめぐる理論と実際の課題、平成 30 年度は国連海洋法条約体制と地域レジームとの相互関係について重点的に検討するとともに、平成 28 年度と平成 29 年度に日本又は中国で海洋法ワークショップを開催することにした。平成 30 年度にこれらの研究のまとめの研究会を開催するとともに、次の課題に向けて計画を作成することとした。

4. 研究成果

(1)各年度毎の研究の進展状況と詳しい成果については、平成28年度から平成30年度までの実績報告書に記載の通りである。4年間の共同研究を通じて、研究発表は平成28年度16件、平成29年度22件、平成30年度9件、平成31年度14件の合計61件、学会発表平成28年度8件、平成29年度16件、平成30年度6件、平成31年度8件の合計38件、図書平成28年度2件、平成29年度1件、平成30年度4件、平成31年度3件の合計10件の成果となり、領域によってはBBNJのように国際交渉が必ずしも進展していないために研究をまとめるには至っていないものもあるが、当初計画した国連海洋法条約体制の主要な基本領域について概ね、各分担者が担当した領域を超えた共同研究会での議論を踏まえて研究成果を発表することができたと考える。その内の主要な業績(一部のみ)については下記の「主な発表論文等」を参照されたい。これらの研究を通じて、日本の海洋法研究にとって重要な貢献となるような、日本の海洋政策と海洋法、船舶汚染規制の国際法、海賊対処法の研究といった体系的な研究書の発表もなされてきている。国際的発信という点でも多くの海外での招待講演が行われた。

(2)国内での共同研究会も予定どおり開催され、各領域での研究状況を相互に確認し合い各自担当者の研究成果に議論の結果を反映することができた。懸案であった中国海洋法研究者との研究交流の開催については、平成28年度3月に九州で再開することをめざしたが、双方の都合が整わず、延期された。しかし、2017年2月15日に中国側3名と日本側14名が出席して通算第6回にあたる日中ワークショップ「海洋法に関する新たな展開と課題」が立命館大学朱雀キャンパスで成功裏に開催され、翌年2018年1月15日にも日本海洋法研究会と中国海洋開発研究所(CIMA)の共催という形でBBNJ問題に焦点をあてた日中ワークショップ(日本側4本、中国側3本の報告)が立命館大学で開催された。こうしたワークショップの積み重ねを通じて研究交流の定期化がはかられ、2019年9月には西安でのワークショップ開催計画が進められている。

(3)本研究の開始時点ではまだ大きな問題とはなっていなかったBBNJ問題が、深海底及び公海漁業に継ぐ国連海洋法条約の第3の実施協定問題として急速に浮上してきた。この問題は200海里排他的経済水域等国家の管轄権を超える深海底を含む遺伝子と生物多様性をの開発をめぐる複雑な要素を抱えた海洋問題で、海洋保護区の設定等もからめて重要な国際交渉課題となっている。本研究チームはBBNJ研究会に所属する者も相当数おり、新たな条約検討対象としてBBNJ研究会の会合に参加し、共同研究も行ってきた。これらの成果を一本のまとめた研究図書にまとめる計画を進めたが、これは交渉全体の遅れもあって、本研究期間内ではまとめることができなかったが平成31年度刊行に向けて各担当者が執筆中である。

(4)以上のように当初の計画を完遂できたとはいえないまでも、多くの成果をあげて基本的な目的を達成することはできたと考える。なお、本研究に参加した日本海洋法研究会の多くの研究者が、新たな陣容を加えて東北大学の植木俊哉教授を研究代表者とする平成31年度以降の科学研究費基盤研究Aの助成の下で、さらに現代国際海洋法秩序の研究を進めていくことになっている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計61件)

Jun Tsuruta, Japanese Measures against the Protection and Preservation of the Marine Environment under the UNCLOS and the IMO Treaties, 明治学院大学法学研究、査読有、106号、2019、93 - 116

佐古田彰、国際海洋法裁判所「ARA リベルタード号事件」2012年12月15日暫定措置命令、西南学院大学法学論集、査読有、51巻3・4号、2019、221 - 243

坂元茂樹、島の法的地位 南シナ海仲裁判決の第121条3項の解釈をめぐって、同志社法学、査読有、396号、2018、1 - 62

佐俣紀仁、「人類の共同財産」概念の現在：BBNJ 新協定交渉の準備委員会に至るまでのその意義の変容、国際法外交雑誌、査読有、第117巻1号、2018、108 - 130

下山憲二、大陸棚での海洋調査活動に関する一考察 沿岸国の同意なく実施された海洋調査への対応と調査結果の取扱い、防衛法研究、査読有、42号、2018、111 - 124

下山憲二、大西洋海岸境界画定事件(ガーナ共和国対コート・ジボワール共和国)、島嶼ジャーナル、査読有、第8巻1号、2018、138 - 150

Mariko Kawano, Judge Shigeru Oda: A judge with Academic and Diplomatic Experiences, Indian Journal of International Law, 査読有, vol.58, 2018, 1-37

加々美康彦、国家管轄権外区域の海洋保護区、国際法外交雑誌、査読有、第117巻1号、2018、49 - 79

Jun Tsuruta, The Sea Shepherd Case of 2007-2008: Interferences with Japanese Vessels Whaling for “Researching” the Maritime Ecosystem, 明治学院大学法学研究、査読有、105号、2018、195 - 213

西本健太郎、延長大陸棚の境界確定、東北ローレビュー、査読有、5号、2018、1 - 20

- 鶴田順、日中漁業協定の暫定措置水域等における海洋生物資源管理の現状と課題(上)(下) 環境管理、査読無、2017年5月号、2017年6月号、58-62, 95-99
- Mariko Kawano, Compulsory Jurisdiction under the Law of the Sea Convention: Its Achievements and Limits, J. Crawford et al (eds.), The International Legal Order: Current Needs and Possible Responses: Essays in Honor of Djamchid Momtaz, 査読無, Vol.1, 2017, 421-439
- Shigeki Sakamoto, Legal Status of the Nine-Dash Line: Historic Waters or Historic Right, 同志社法学、査読有、392号、2017、1-51
- 西本健太郎、南シナ海仲裁裁判の意義 国際法の観点から、東北ローレビュー、査読有、第4号、2017、15-52
- 下山憲二、海洋の持続可能な開発をめぐる国際司法上の課題、『法と持続可能な社会の構築』、査読無、1巻、2017、49-68
- 鶴田順、日本における国連海洋法条約の実施、『海賊対処法の研究』、査読無、1巻、2016、1-22
- 薬師寺公夫、深海底活動に起因する環境汚染損害に対する契約者と保証国の義務と賠償責任 国際海洋法裁判所海底紛争裁判部の勧告的意見を手がかりに、『21世紀の国際法と海洋法の課題』、査読無、1巻、2016、338-375
- 坂元茂樹、九段線の法的地位 歴史的水域と歴史的権利の観点から、『21世紀の国際法と海洋法の課題』、査読無、1巻、2016、164-202
- 酒井啓亘、国連海洋法条約における大陸棚限界委員会(CLCS)の役割と機能 国際捕鯨委員会科学委員会(IWC-SC)との比較の観点から、『21世紀の国際法と海洋法の課題』、査読無、1巻、2016、376-397
- 富岡仁、国際海運からの温室効果ガス(GHG)の排出規制 国際海事機関(IMO)と地球温暖化の防止、『21世紀の国際法と海洋法の課題』、査読無、1巻、2016、249-278
- 21 竹内真理、国際法における国家管轄権行使に関する基本原則、『海賊対処法の研究』、査読無、1巻、2016、83-97
- 22 加々美康彦、北西ハワイ諸島における海洋保護区の系譜 海洋法条約第121条の解釈と実際、『21世紀の国際法と海洋法の課題』、査読無、1巻、2016、301-337
- 23 古賀衛、「南シナ海仲裁裁判」の法的問題について、海洋産業研究会会報、査読無、47巻3号、2016、6-9
- 24 下山憲二、米国裁判所における海賊行為の解釈、『海賊対処法の研究』、査読有、1巻、2016、129-137
- 25 坂元茂樹、地域漁業管理機関の機能拡大が映す国際法の発展 漁業規制から海洋の管理へ、柳井俊二、村瀬信也『国際法の実践 小松一郎追悼』信山社、査読無、1巻、2015、455-494
- 26 Shigeki Sakamoto, The Whaling in the Antarctic Case from a Japanese Perspective, The Japanese Yearbook of International Law, 査読有, Vol. 58, 2016, 261-288
- 27 河野真理子、管轄権判決と暫定措置命令から見た国連海洋法条約の下での強制紛争解決制度の意義と限界、柳井俊二、村瀬信也『国際法の実践 小松一郎追悼』信山社、査読無、1巻、2015、129-148
- 28 下山憲二、沿岸国による海洋構築物に対する規制の可能性について、防衛法研究、査読無、39号、2015、91-100
- 29 鶴田順、排他的経済水域における「海洋の科学調査」、海事交通研究、査読無、64集、2015、63-72
- 30 Kato Nobuyuki, Protection of a Ship by the Flag State and Diplomatic Protection: Conceptual Relationship and Admissibility of Claims, 北海学園大学法学部編『次世代への挑戦 法学部半世紀の伝統を糧に』、査読無、1巻、2015、297-316

[学会発表](計38件)

- 坂元茂樹、日本の国際捕鯨取締条約からの脱退に伴う法的課題、日本海洋法研究会、2019
- 西本健太郎、海洋法秩序の形成・発展と科学技術的知見、国際法学会2018年度(第121次)研究大会、2018
- Mariko Kawano, Implementation of the Rules of UNCLOS through Universal and Regional Organization, VIIth Colloquium of the International Association of the Law of the Sea, Hosted by Organizing Institution, Global Challenges and the Law of the Sea, 2018
- Kimio Yakushiji, Peaceful Settlement of International Disputes in accordance with Principles of International Law and the Significance of the Third-Party Dispute Settlement Mechanism for Asian-African Dispute Settlement Mechanism for Asia-Pacific and African Countries, Asia-African Legal Consultative Organization, Fifty-Seventh Annual Session (招待講演), 2018

Mariko Kawano, South Sea Arbitration and the Dispute in the South China Sea, NIDS International Symposium on Security Affairs 2017, Maintaining Maritime Disputes, 2017

Norihito Samata, The Fragmentation of International Law Regulating BBNJ: Is it the Fragmentation between the Law of the Sea and the International Environmental Law or Fragmentation within the Latter?, The 7th Shino-Japanese Workshop on the Law of the Sea: The Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction, 2018

鶴田順、外国漁船の取締りに対する妨害行為への対応、第3回海洋法に関する国際シンポジウム(招待講演)、2017

Shigeki Sakamoto, The Legal Status of the Nine-Dash Line in the Award by the South China Sea Arbitration, The 6th Sino-Japanese Workshop on the Law of the Sea: The New Development and the Challenge on the Law of the Sea, 2017

Kenji Shimoyama, The UNCLOS obligation for Marine Environmental Protection and the South China Sea Award, The 6th Sino-Japanese Workshop on the Law of the Sea: The New Development and the Challenge on the Law of the Sea, 2017

加々美康彦、国家管轄権外海域に設定される海洋保護区 現状と課題、国際法学会2016年度(第119次)研究大会、2016

佐俣紀仁、「人類の共同財産」概念の現代的展開 BBNJ新協定交渉をめぐる「人類の共同財産」に焦点を当てて、国際法学会2016年度(第119次)研究大会、2016

Yukari Takamura, Japanese Legal Regime for Offshore Wind, International Conference on Comprehensive Legal Framework for the Development of Offshore Wind Power Around the World (招待講演), 2016

富岡仁、船舶からの温室効果ガスの排出規制 国際海事機関(IMO)と地球温暖化の防止、海洋生物多様性研究会、2015

〔図書〕(計10件)

薬師寺公夫、坂元茂樹、浅田正彦、桐山孝信、小畑郁、柴田明穂、東信堂、ベーシック条約集2019、2019、1400

坂元茂樹、信山社、日本の海洋政策と海洋法、2018、548

富岡仁、信山社、船舶汚染規制の国際法、2018、288

鶴田順、成文堂、国際法講義、2018、112

坂元茂樹、石井由梨佳、西本健太郎、奥脇直也、中谷和弘、真山全、和仁健太郎、長谷知治、東信堂、国際海峡、2015、318

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

(2) 研究協力者

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19 (共通)

(1)研究分担者

研究分担者氏名：富岡 仁
ローマ字氏名：TOMIOKA Masasi
所属研究機関名：名古屋経済大学
部局名：人間生活科学部管理栄養学科
職名：教授
研究者番号 (8桁)：00126880

研究分担者氏名：植木 俊哉
ローマ字氏名：UEKI Toshiya
所属研究機関名：東北大学
部局名：法学研究科
職名：教授
研究者番号 (8桁)：00160151

研究分担者氏名：深町 公信
ローマ字氏名：FUKAMACHI Kiminobu
所属研究機関名：熊本大学
部局名：大学院人文社会科学研究部
職名：教授
研究者番号 (8桁)：00199168

研究分担者氏名：佐古田 彰
ローマ字氏名：SAKOTA Akira
所属研究機関名：西南学院大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号 (8桁)：00281874

研究分担者氏名：竹内 真理
ローマ字氏名：TAKEUCHI Mari
所属研究機関名：神戸大学
部局名：法学研究科
職名：教授
研究者番号 (8桁)：00346404

研究分担者氏名：佐俣 紀仁
ローマ字氏名：SAMATA Norihito
所属研究機関名：東北医科薬科大学
部局名：教養教育センター
職名：講師
研究者番号 (8桁)：10612533

研究分担者氏名：坂元 茂樹
ローマ字氏名：SAKAMOTO Shigeki
所属研究機関名：同志社大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号 (8桁)：20117576

研究分担者氏名：吉井 淳
ローマ字氏名：YOSHII Atsushi
所属研究機関名：明治学院大学
部局名：国際学部
職名：教授
研究者番号 (8桁)：30125687

研究分担者氏名：加々美 康彦
ローマ字氏名：KAGAMI Yasuhiko
所属研究機関名：中部大学
部局名：国際関係学部
職名：教授
研究者番号 (8桁)：30449889

研究分担者氏名：古賀 衛
ローマ字氏名：KOGA Mamoru
所属研究機関名：西南学院大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号（8桁）：40128640

研究分担者氏名：西本 健太郎
ローマ字氏名：NISHIMOTO Kentaro
所属研究機関名：東北大学
部局名：法学研究科
職名：教授
研究者番号（8桁）：50600227

研究分担者氏名：加藤 信行
ローマ字氏名：KATO Nobuyuki
所属研究機関名：北海学園大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号（8桁）：60169513

研究分担者氏名：高村 ゆかり
ローマ字氏名：TAKAMURA Yukari
所属研究機関名：東京大学
部局名：国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構
職名：教授
研究者番号（8桁）：70303518

研究分担者氏名：下山 憲二
ローマ字氏名：SHIMOYAMA Kenji
所属研究機関名：海上保安大学校
部局名：国際海洋政策研究センター
職名：准教授
研究者番号（8桁）：70508720

研究分担者氏名：酒井 啓亘
ローマ字氏名：SAKAI Hironobu
所属研究機関名：京都大学
部局名：法学研究科
職名：教授
研究者番号（8桁）：80252807

研究分担者氏名：浅田 正彦
ローマ字氏名：ASADA Masahiko
所属研究機関名：京都大学
部局名：法学研究科
職名：教授
研究者番号（8桁）：90192939

研究分担者氏名：河野 真理子
ローマ字氏名：KAWANO Mariko
所属研究機関名：早稲田大学
部局名：法学学術院
職名：教授
研究者番号（8桁）：90234096

研究分担者氏名：鶴田 順
ローマ字氏名：TSURUTA Jun
所属研究機関名：明治学院大学
部局名：法学部
職名：准教授
研究者番号（8桁）：90524281